人監第139号 令和5年9月11日

請求人代理人 弁護士 板井 俊介 様

人吉市監査委員 井上 祐太

人吉市監査委員 豊永 貞夫

人吉市職員措置請求却下通知書

令和5年9月6日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

別紙のとおり

2 却下の理由

別紙のとおり

1 人吉市買取型災害公営住宅(土地建物提案型)整備事業者選定委員会委員に支出した報酬等 に関する措置請求

請求の要旨

人吉市は、令和2年7月豪雨により住宅を失った被災者に住宅を供給する目的で、人吉市買取型災害公営住宅(東校区地区)整備事業を計画し、その事業者選定委員会を設けた上で、その委員に対し、日額6,000円ないし5,500円の報酬を支払った。本事業は、事業者自らが事業用地の選定及び当該土地への住宅等の整備をする選定事業者を決定し、当該選定事業者が整備した住宅等を、災害公営住宅として市が買い取る方式(いわゆるプロポーザル方式)である。請求人からは、選定委員会が策定する審査基準には、公営住宅法第5条第1項に基づき、国が定める公営住宅等整備基準を参酌しなければならないが、人吉市営住宅等整備基準を定める条例が除外されていること等、また、選定事業者決定後の情報開示が不十分であることから、本事業におけるプロポーザル方式自体が違法性を帯びるという観点から選定委員会委員への報酬支払は公金の違法支出であるので適切な措置を求める。

却下した理由

住民監査請求の対象となる財務会計行為等は、地方公共団体に財産的損失を生じ、又は生じるおそれのあるものでなければならない。しかし、本件請求は、本市の財産的損失に触れられておらず、また、報酬の支出によって、本市に財産的損失を生じ、生じるおそれも認められない。選定委員報酬については人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針第5条、及び人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項に基づき、報酬額を決定、人吉市会計規則第38条、第40条に基づき、適正に処理されており、本請求は、地方自治法第242条第1項に基づく要件を具備しないとして却下する。

2 人吉市買取型災害公営住宅(土地建物提案型)整備事業(東校区地区)に関する住宅費 18億1,300万円の支出に関する措置請求

請求の要旨

人吉市は、令和2年7月豪雨により住宅を失った被災者に住宅を供給する目的で、人吉市買取型災害公営住宅(東校区地区)整備事業を計画し、令和4年度一般会計補正予算として18億1,300万円を計上した。請求書からは、今回の事業者選定(プロポーザル方式)に際し、人吉市営住宅等整備基準を定める条例違反(第7条「位置の指定」、第8条「敷地の安全」、第9条「住棟等の基準」)等がみられること、また、選定に至った審査方法に違法性があるとして、支出の差し止めを請求する。

却下した理由

事業費18億1,300万円は、地方自治法第212条に基づき、継続費を設定のうえ、市長が令和4年9月市議会へ上程、全会一致で議決・確定しているが、請求書受付の段階では、予算執行には至っておらず、地方自治法第242条第1項に基づく監査請求の対象(「違法又は不当な公金の支出」「違法又は不当な財産の取得」 「違法又は不当な契約の締結」)には該当しないことから、請求を却下する。

3 人吉市買取型災害公営住宅(土地建物提案型)整備事業(東校区地区)に関する住宅費 18億1,300万円を支出したときは市長に対し損害賠償を求める措置請求

請求の要旨

人吉市は、令和2年7月豪雨により住宅を失った被災者に住宅を供給する目的で、人吉市買取型災害公営住宅(東校区地区)整備事業を計画し、令和4年度一般会計補正予算として18億1,300万円を計上した。請求書からは、今回の事業者選定(プロポーザル方式)に際し、人吉市営住宅等整備基準を定める条例違反(第7条「位置の指定」、第8条「敷地の安全」、第9条「住棟等の基準」)等がみられること、また、選定に至った審査方法に違法性があるとして、支出の差し止めを請求、また、この支出を市長が行ったときは、市長に対し18億1,300万円の損害賠償を求める。

却下した理由

事業費18億1,300万円は、地方自治法第212条に基づき、継続費を設定のうえ、市長が令和4年9月市議会へ上程、全会一致で議決・確定しているが、請求書受付の段階では、予算執行には至っておらず、地方自治法第242条第1項に基づく監査請求の対象(「違法又は不当な公金の支出」「違法又は不当な財産の取得」「違法又は不当な契約の締結」)には該当しないことから、請求を却下する。

4 人吉市買取型災害公営住宅(土地建物提案型)整備事業(東校区地区)に関する 公有財産購入費1億9.320万円の支出に関する措置請求

請求の要旨

人吉市は、令和2年7月豪雨により住宅を失った被災者に住宅を供給する目的で、人吉市買取型災害公営住宅(東校区地区)整備事業を計画し、令和4年度一般会計補正予算として1億9,320万円を計上した。請求書からは、今回の事業者選定(プロポーザル方式)に際し、人吉市営住宅等整備基準を定める条例違反(第7条「位置の指定」、第8条「敷地の安全」、第9条「住棟等の基準」)等がみられること、また、選定に至った審査方法に違法性があるとして、支出の差し止めを請求する。

却下した理由

公有財産購入費1億9,320万円は、市長が令和4年6月市議会へ上程、全会一致で議決・確定、その後、令和5年3月定例市議会において、地方自治法第213条に基づき、繰越明許費を設定、翌年度に予算を繰越した。請求書受付の段階では、予算執行には至っておらず、地方自治法第242条第1項に基づく監査請求の対象(「違法又は不当な公金の支出」「違法又は不当な財産の取得」「違法又は不当な契約の締結」)には該当しないことから、請求を却下する。

5 人吉市買取型災害公営住宅(土地建物提案型)整備事業(東校区地区)に関する 公有財産購入費1億9.320万円を支出したときは市長に対し損害賠償を求める措置請求

請求の要旨

人吉市は、令和2年7月豪雨により住宅を失った被災者に住宅を供給する目的で、人吉市買取型災害公営住宅(東校区地区)整備事業を計画し、令和4年度一般会計補正予算として公有財産購入費1億9,320万円を計上した。請求書からは、今回の事業者選定(プロポーザル方式)に際し、人吉市営住宅等整備基準を定める条例違反(第7条「位置の指定」、第8条「敷地の安全」、第9条「住棟等の基準」)等がみられること、また、選定に至った審査方法に違法性があるとして、支出の差し止めを請求、また、この支出を市長が行ったときは、市長に対し1億9,320万円の損害賠償を求める。

却下した理由

公有財産購入費1億9,320万円は、市長が令和4年6月市議会へ上程、全会一致で議決・確定、その後、令和5年3月定例市議会において、地方自治法第213条に基づき、繰越明許費を設定、翌年度に予算を繰越した。請求書受付の段階では、予算執行には至っておらず、地方自治法第242条第1項に基づく監査請求の対象(「違法又は不当な公金の支出」「違法又は不当な財産の取得」「違法又は不当な契約の締結」)には該当しないことから、請求を却下する。